

《ケース④》

解 説

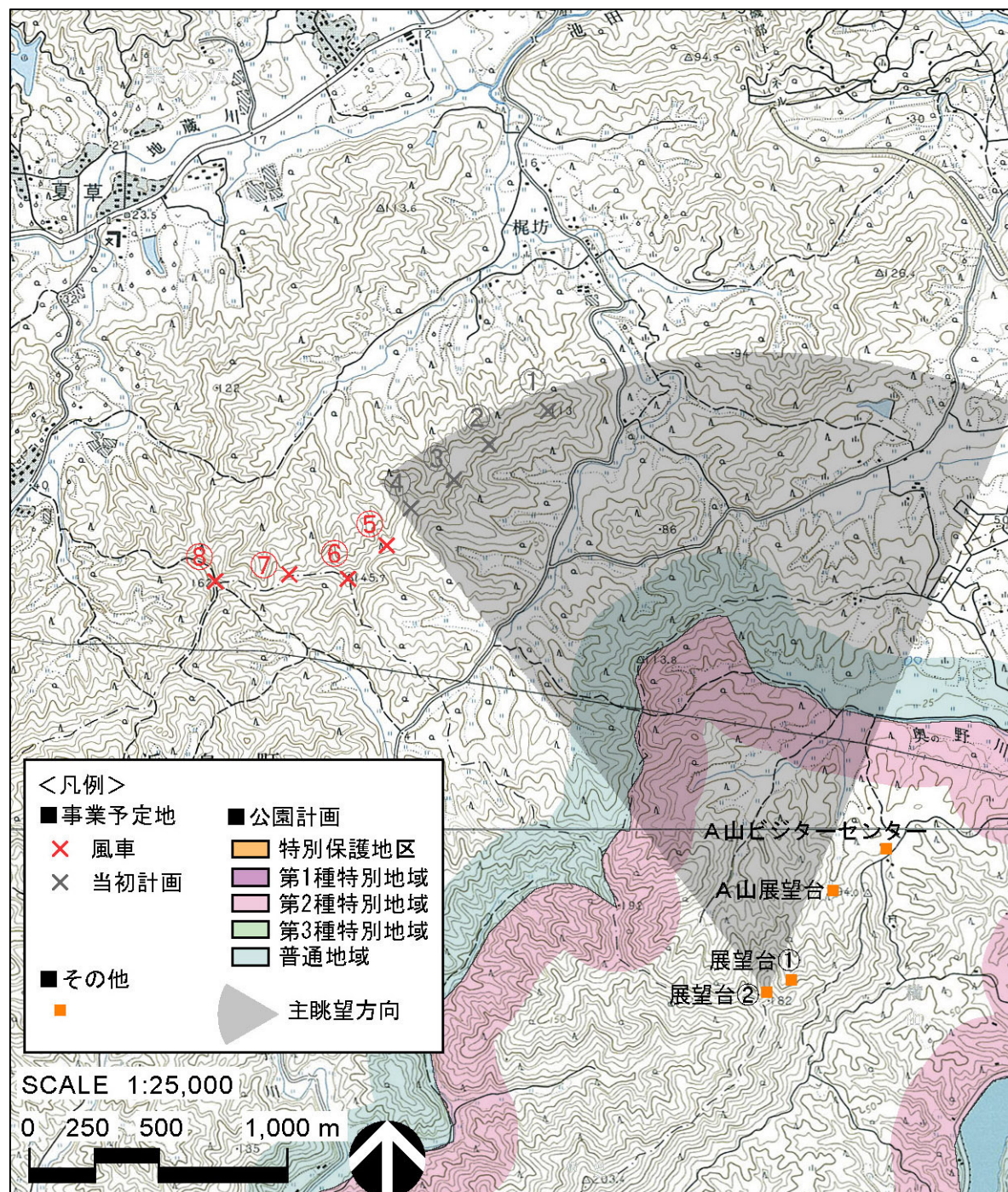
- ・「ケース②」の詳細確認結果を踏まえ、以下のような眺望保全のための措置を設定し、B山方向の眺望に係る4基を設置しないことで、眺望への支障程度を低減する事業計画を立案した。

■眺望保全措置

★主たる眺望範囲内に風車が介在しないこと

■事業計画 赤字：ケース②からの変更箇所

発電出力	800kw	ハブ高	50m	ロータ径	60m	ロータ天端高	80m	基数	4基
------	-------	-----	-----	------	-----	--------	-----	----	----



作業解説

- ・立案した詳細事業計画について、フォトモンタージュの作成により眺望変化予測を行った。
- ・その結果、立案した措置を講じた場合には、主眺望対象となるB山を中心とする水平方向60度視野内に風車が視認されないことから、眺望への支障は十分に回避低減されていると判断した。

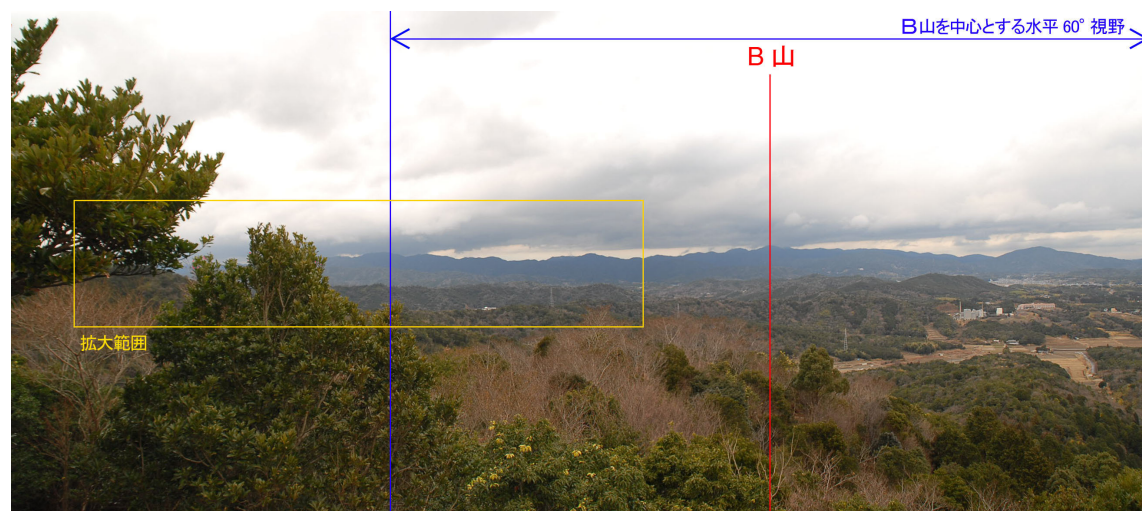
⇒詳細事業計画(案)の検討結果について関係主体との合意形成を図った上で、詳細事業計画を確定。

⇒許可申請手続きへ進む。

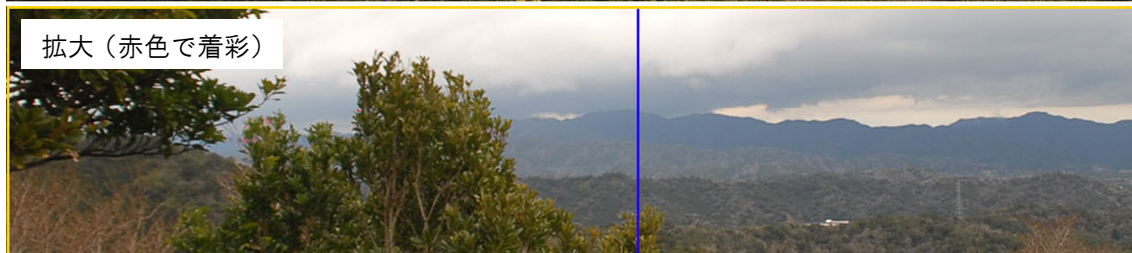
作業結果

- ・「A山」における眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認について、次のように取りまとめた。

《ケース④》 眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認結果



拡大（赤色で着彩）



拡大（白色で着彩）



拡大（樹木等がない場合）

